

広島高等裁判所平成21年（行ケ）第1号 選挙無効請求事件（判決骨子）

【事案の概要】

本件は、平成21年8月30日施行の衆議院議員選挙における小選挙区広島県第1区の選挙人であった原告が、同選挙における選挙区割り規定が違憲無効であるとして、自己の選挙区における選挙を無効とすることを求めた事案である。

【主文】

原告の請求を棄却する。ただし、平成21年8月30日に行われた衆議院議院選挙の小選挙区広島県第1区における選挙は違法である。

【当裁判所の判断の骨子】

- 1 本件小選挙区選挙における議員一人当たりの人口較差は、平成17年の国勢調査結果で最大1対2.203であり、較差が2倍を超える選挙区は300のうち48存した。選挙当日有権者数の比較では、最大較差が1対2.304、較差が2倍を超える選挙区は45である。
- 2 憲法は、国会議員の選挙制度の仕組みを合理的な立法裁量に委ねてはいるが、投票価値の平等は憲法の基本理念であるから、国会が定めた具体的仕組みがこの憲法理念に反するため是認できない場合には違憲、違法となる。
- 3 小選挙区選出議席300を全て都道府県別の人口で定数配分した場合と、予め各都道府県間の人口の多寡を問わず各1議席を配分した上で人口配分する場合（一人別枠方式）とを比較すると、一人別枠方式が投票価値の較差の拡大を助長しているのは明らかであり、かつ、同方式導入の理由とされた事情は本件選挙時より相当以前の時点で既に合理性、正当性を失っていたとみるべきである。
- 4 合理性、正当性を欠くに至っていた一人別枠方式にその多くの部分が起因する前記投票価値の較差は、少なくとも、2倍を超える点において、憲法の基本理念から容認できない不合理であり、国会がこうした較差の是正を怠ってきたことも併せれば、本件小選挙区選挙はその点で違法というべきである。

なお、広島県第1区は、人口最少区との投票価値の較差が2倍を下回っているが、本件小選挙区選挙は制度として一体不可分であり、その相当部分に違法があるとされる結果、広島県第1区の選挙も違法の評価を免れない。原告の請求は、同選挙区の選挙の違法をいう点においては理由がある。しかし、これを無効とした場合の公の利益の著しい障害等を考慮し、行政事件訴訟法31条1項前段の趣旨に準じて原告の請求を棄却し、同選挙区選挙の違法を宣言することとする。